

JNRP22-20

JNLA 公表用文書

# JNLA 登録の取得と維持のための手引き

(第 20 版)

平成 28 年 9 月 29 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター

## 目次

0. はじめに	3
第1部 試験事業者の登録(登録の更新)申請手続き	4
1. 登録(登録の更新)申請手続き	4
1.1 申請に必要な書類	4
1.2 申請手数料等について	6
1.3 登録(登録の更新)申請書の記入要領(様式1)	9
1.4 登録(登録の更新)申請書以外の書類の記入・作成要領	14
1.5 登録(登録の更新)申請に対する登録(登録の更新)プロセス	23
1.6 登録(登録の更新)申請中の変更について(申請書訂正願)(様式15)	27
2. 登録内容等変更の手続き(様式16)	28
2.1 届出に必要な書類	28
2.2 登録内容等変更届出書の記入要領	28
2.3 既に登録を受けた試験方法の区分内で登録範囲を拡大する場合	28
2.4 試験所を移転する場合	29
2.5 試験室の改修、試験設備の変更等の場合	29
3. 登録試験事業の承継の手続き	30
3.1 承継に必要な届出書類	30
3.2 事業承継届出書の記入・作成要領	30
3.3 JNLA 登録の一般要求事項の誓約について(様式3B)	31
4. 登録試験事業の廃止の届出の手続き	32
4.1 登録試験事業の廃止の届出に必要な書類	32
4.2 事業廃止届出書の記入要領	32
第2部 認定国際基準に対応する事業者に対する手続き	33
1. 国際MRA対応認定事業者の申込み(様式19)	33
1.1 認定国際基準対応サービス申込書の記入要領	33
1.2 認定国際基準対応サービスの解約(様式21)	33
2. 定期検査等の申込み手続き(様式20)	35
2.1 定期検査申込書の記入要領	35
2.2 定期検査手数料	36
2.3 技能試験の申込みと技能試験参加計画の作成	36
附則	36
様式集	38
別紙1 申請手数料(国内の試験事業者の場合)	62
別紙2 登録免許税の納付方法	63
別紙3 変更内容の例	65

## 0. はじめに

この手引きは、工業標準化法に基づく試験事業者登録制度(以下「JNLA」という。)に基づき、試験事業者が JNLA 登録の取得と維持に必要な手続きの詳細について説明したものです。

JNLA の登録(登録の更新)申請手続きは、次の法令等の規定に基づいています。

- ◎工業標準化法(昭和 24 年法律 185 号。以下「法」という。)
- ◎工業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令(昭和 24 年政令第 408 号。以下「手数料令」という。)
- ◎工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令(平成 9 年通商産業省・厚生省・運輸省令第 4 号。以下「省令」という。)
- ◎ISO/IEC 17011:2004(Conformity assessment - General requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies)(JIS Q 17011:2005 適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項)

### 登録の基準

試験事業者の登録(登録の更新)申請に対して、国際的な試験所に関する基準である ISO/IEC 17025 の全ての項目について審査が行われ、審査の結果、基準に適合するときは試験事業者の登録が行われます。

なお、この試験事業者の登録は、事業者からの任意の申請を受けて行われるものです。

この文書及び JNLA についての問い合わせ先及び申請窓口は、次のとおりです。

問い合わせ先 及び申請窓口	所在地	電話及び FAX 番号
認定センター 製品認定課 (JNLA チーム)	〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10	電話 03-3481-1939 FAX 03-3481-1937
中部認定事務所	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	電話 052-951-1932 FAX 052-951-3902
近畿認定事務所	〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 1-22-16	電話 06-6612-2070 FAX 06-6612-1617

独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター

e-mail [jnla@nite.go.jp](mailto:jnla@nite.go.jp)

ホームページ <http://www.nite.go.jp/iajapan/jnla/>

参考: JNLA に関する経済産業省のお問い合わせ先  
経済産業省 産業技術環境局 基準認証ユニット

## 第1部 試験事業者の登録(登録の更新)申請手続き

### 1. 登録(登録の更新)申請手続き

JNLA は、登録を希望する試験事業者からの任意の登録申請に基づき登録される制度であり、申請は試験事業者ごとですが、登録の単位は試験証明書を発行する試験所ごとになります。

#### 1.1 申請に必要な書類

申請に当たっては、次表の書類について正本 1 組、写し 2 組をご提出いただき、手数料令で定める申請手数料を納入していただくこととなります。なお、登録の更新申請又は追加申請に当たっては、次表の書類の提出が必要(登録の更新申請の場合は、次表の 2 号のイの事項を除く。)ですが、既に提出されている書類の内容に変更がないときは、申請書の「別紙書類一覧」の欄の該当する文字を二重線で削除し、その旨を記載して、当該書類の添付を省略することができます。

また、別途公表している「ISO/IEC 17025 確認用チェックリスト」(ASG103)を申請時に提出(任意)していただくことにより、申請後の審査をスムーズに進めることが可能です。

登録試験事業者等に関する省令第2条第1項		参照 頁	申請時事前チェック欄
項番号	規定項目(申請に必要な書類)		
	登録(登録の更新)申請書	9	<input type="checkbox"/> 登録(登録の更新)申請書(様式1、様式2)
1	登記事項証明書又はこれに準ずるもの	14	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
2のイ	製品試験の事業の概要及び業務の実績	14	<input type="checkbox"/> 製品試験の事業の概要を示す書類(パンフレット等でもよい) <input type="checkbox"/> 製品試験の業務の実績(過去1年間の実績)(様式4)
2のロ	製品試験の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項	14	<input type="checkbox"/> 製品試験事業以外の事業の種類及び概要を示す書類(パンフレット等でもよい) <input type="checkbox"/> 試験所の組織的位置付けを含む全体の組織図(様式5)
2のハ	製品試験の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別	14	<input type="checkbox"/> 試験に用いる器具、機械、装置類の一覧(様式6)
2のニ	製品試験の事業を行う施設の概要	16	<input type="checkbox"/> 試験所の配置図(様式7) <input type="checkbox"/> 試験室等の機器の配置図(様式8)
2のホ	製品試験の事業を行う組織に関する事項	18	<input type="checkbox"/> 試験所の組織図(様式9) <input type="checkbox"/> 主要職員名簿(様式10)
2のヘ	製品試験の事業の実施の方法に関する事項	20	<input type="checkbox"/> <u>登録を受けようとする試験方法の区分を示す書類(登録(登録の更新)申請書の別紙(様式2)を用いる場合は省略可)</u> <input type="checkbox"/> 品質文書一覧(様式11) <input type="checkbox"/> 品質マニュアル及び試験手順書(該当する場合不確かさの見積手順書、不確かさ評価の結果を含む) <input type="checkbox"/> 登録後に発行する標章を付す試験証明書の様式の案
2のト	製品試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績	21	<input type="checkbox"/> 試験従事者の氏名及び経験(様式12)
その他必要な書類			
	JNLA 登録の一般要求事項の誓約について	21	<input type="checkbox"/> JNLA 登録の一般要求事項の誓約について(様式3A)
	申請案件に関する担当者及びその連絡先等	21	<input type="checkbox"/> 担当者・連絡先(様式13)
	登録免許税納付届 (登録免許税納付領収書等)	22	<input type="checkbox"/> 登録免許税の納付を証明する書類(様式14)
	技能試験に関する書類	22	<input type="checkbox"/> 技能試験の結果を示す書類又はその写し(技能試験に参加した場合) <input type="checkbox"/> 技能試験参加計画(代替手法による実施を含む)

- 注)1. 申請書類が不足している場合など要件を満たさない申請については、補正を行っていただきます。また、登録(登録の更新)申請書提出後に申請内容に変更が生じた場合には、登録(登録の更新)申請書訂正願を提出していただくことになります。
2. 登録の有効期間は、政令により4年と規定されています。登録の更新については後述します。

## 1.2 申請手数料等について

申請手数料は次表のとおりです。申請受理後、後日製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)の財務会計部門から請求書が送付されますので、指定期日までに指定口座に振込みをお願いいたします(収入印紙、現金等での支払いはできません)。

いったん受理した申請に係る手数料については、原則として返金できませんので御注意ください。ただし、やむを得ない事情があると機構が認めた場合には、既に納付された申請手数料を上限として、その一部又は全部を返金することがあります。

なお、電子申請による受付は行っておりません。また、JNLA 登録を受けようとする試験所が、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準又はこれに類するものを基準とする他法令に定める登録又は認定を同一のマネジメントシステム、同一マニュアルで受けている場合には JNLA 登録申請手数料の減額措置が受けられます(別紙 1 参照)。詳しくは機構の認定センター(以下「IAJapan」という。)までお問い合わせください。

### (1) 登録申請手数料

(国内の試験事業者の場合:手数料早見表参照)

申請手数料 = 210,200 円 + (63,200 円 × 区分数)

(外国の試験事業者の場合)

申請手数料 = 210,400 円 + (47,500 円 × 区分数)

+ 審査員の旅費 2 人分(機構の旅費支給規程による)

備考:既に登録を受けている試験所が、区分を追加申請する場合は、上記の 210,200 円(外国の試験事業者の場合は 210,400 円)は免除されます。

ただし、同一の試験所が登録申請手数料を支払った後であっても、まだ登録されていない場合は適用されません。

申請手数料早見表(国内、登録申請の場合:平成 22 年 11 月 25 日現在)

区分数	申請料金	区分数	申請料金
1	273,400 円	6	589,400 円
2	336,600 円	7	652,600 円
3	399,800 円	8	715,800 円
4	463,000 円	9	779,000 円
5	526,200 円	10	842,200 円

国内の試験事業者の場合の登録申請手数料は別紙 1 のとおりです。

### (2) 登録更新申請手数料

登録の有効期間は、政令により登録年月日から 4 年と規定されています。更新の手続きは、現に受けている登録の有効期間が満了する日の 5 か月前までに、所定の更新申請書に必要な書類を添えて更新申請をする必要があります。登録の有効期間が満了する日の 5 か月前までに登録の更新申請書が提出されなかった場合には、新規の登録申請として取り扱われ、手数料は新規申請と同じ金額となり、また、登録免許税の納付が必要となります。登録作業の実施状況によっては登録が満了する日を越え、登録の継続性が失われる事態になることもあり得ます。登録更新申請書は登録の有効期限が満了する 5 か月前までに必着ですので御注意ください。

なお、登録の更新に際し、既に提出している添付書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができます。

また、初回登録後に区分追加されている試験事業者の場合、登録申請(区分)ごとに異なった登録年月日となっていますが、初回に登録された区分の更新に合わせて、追加された区分も同時にまとめて更新することができます。この場合、すべての区分の登録更新年月日は同一の日付となり、区分ごとの登録年月日の管理等が容易になりますので、まとめて更新することをご検討ください。

(国内の試験事業者(登録試験事業者)の場合)

更新申請手数料 = 177,100 円 + (52,000 円 × 区分数)

(外国の試験事業者(登録外国試験事業者)の場合)

更新申請手数料 = 177,300 円 + (36,300 円 × 区分数)

+ 審査員の旅費 2 人分(機構の旅費支給規程による)

備考: 初回登録区分の更新を受けた試験所が、初回登録後に追加した区分の更新申請をする場合は、上記の 177,100 円(外国の試験事業者の場合は 177,300 円)は免除されます。

申請手数料早見表(国内、登録更新申請の場合:平成 22 年 11 月 25 日現在)

区分数	申請料金	区分数	申請料金
1	229,100 円	6	489,100 円
2	281,100 円	7	541,100 円
3	333,100 円	8	593,100 円
4	385,100 円	9	645,100 円
5	437,100 円	10	697,100 円

(3) 登録試験事業者の区分追加申請手数料

申請手数料 = 63,200 円 × 区分数

(4) 登録免許税

JNLA 登録申請事業者は、登録を受ける者ごとに登録免許税法(昭和 42 年法律第 35 号)で定められた登録免許税を納付する義務があります。

JNLA で登録を受ける者は、登録を受ける者ごとに、申請件数 1 件あたり 90,000 円、既に登録を受けている者は申請件数 1 件あたり 15,000 円の登録免許税を納付する義務があります。

登録を受ける者が同一である場合、国内において本所、支所、センター等の区別なく、先に本所、支所又はセンターが JNLA 登録を受けている場合には、それ以降の国内の申請に係る登録免許税は 15,000 円となります。本所、支所、センター等で構成されている組織では、他の本所、支所、センター等で JNLA 登録を受けていないか十分確認をしてください。ただし、国内で既に JNLA 登録を受けている者であっても、外国試験事業者として登録を受けようとする場合には、その登録申請に係る登録免許税は申請件数 1 件当たり 90,000 円となりますので御注意ください。

登録免許税の納付方法は別紙 2 のとおりです。申請前に登録免許税納付の手続きを行い、登録免許税の納付領収証書を登録免許税納付届(様式 14)に貼付して提出してください。コピーではなく、必ず納付領収証書の原紙(領収印があるもの)を提出してください。

①工業標準化法第 57 条第 1 項の試験事業者の登録(登録の更新を除く。)

申請件数 1 件につき 90,000 円(既に国内で登録を受けている者については、15,000 円)

②工業標準化法第 65 条第 1 項の外国試験事業者の登録(登録の更新を除く。)

申請件数 1 件につき 90,000 円(既に外国で登録を受けている者については、15,000 円)

次の登録については、登録免許税は課税されません。

- ・ 登録免許税法別表 2 に定める法人からの申請に係る登録
- ・ 登録(外国)試験事業者の登録更新

なお、他の法律で登録されている者であっても工業標準化法第 57 条第 1 項又は第 65 条第 1 項の登録を受ける場合には、申請件数 1 件ごとに 90,000 円又は 15,000 円が課税されます。

(6) 技能試験の料金について

IAJapan が提供する技能試験の参加料金については、毎年度、実施する技能試験の公表に合わせて明示されます。詳細については IAJapan ホームページにて御確認ください。



### 1.3 2のイの記入要領（様式1）

登録（登録の更新）申請は、試験証明書の発行を行っている試験所が申請の単位です。

既に登録を受けている試験所が、試験方法の区分を追加申請する場合（例えば、試験方法の区分を2区分から3区分に増やす場合など）は、追加する区分について新規申請の手続きが必要となります。

また、既に登録を受けている試験所が、登録された試験方法の区分内で範囲を拡大する場合（例えば、登録された試験方法の区分内で新たに対応する試験方法を追加する場合など）は、「登録内容等変更届書」（様式16）を提出していただくことになります。

この手引き中の様式記入例は「関連する事務所」として「管理担当」と「試験担当」の2課室を含めた試験所をモデルに作成してあります。記入例を参考に、申請試験所、関連する事務所を含む試験事業者の組織、マネジメントシステムに応じた申請書類を作成し、提出してください。

#### (1) 「登録（登録の更新）申請書」

登録申請の場合は「登録申請書」、登録の更新申請の場合は「登録の更新申請書」と記載してください。

#### (2) 「住所、申請者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名」

申請者の住所は、主たる事務所（本社、本部、本店等）の住所を記載してください。

申請者の氏名又は名称及び申請者が法人の場合にあってはその代表者の氏名を記載し、押印してください。

なお、氏名を記載し押印することに代えて、署名でも結構です。

#### (3) 「工業標準化法第57条第1項（第59条第1項、第65条第1項又は第65条第2項において準用する同法第59条第1項）の規定に基づき、…、別紙書類を添えて申請します。」

申請に応じて不要な条項を削除してください。（次表を参照のこと。）

国内試験事業者 の場合	登録申請 （追加申請を含む）	工業標準化法第57条第1項の規定に基づき、下記のとおり試験事業者の試験所の登録を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。
	登録の更新申請	工業標準化法第59条第1項の規定に基づき、下記のとおり試験事業者の試験所の登録の更新を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。
外国試験事業者 の場合	登録申請 （追加申請を含む）	工業標準化法第65条第1項の規定に基づき、下記のとおり外国試験事業者の試験所の登録を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。
	登録の更新申請	工業標準化法第65条第2項において準用する同法第59条第1項の規定に基づき、下記のとおり外国試験事業者の試験所の登録の更新を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

#### (4) 登録を受けようとする「試験方法の区分の名称」

試験方法の区分の詳細は、省令第1条ただし書きの規定に基づき経済産業大臣が定める告示（以下「告示」という。）及びIAJapanのホームページで公表されています。

この公表されている「試験方法の区分の一覧」（JNRP32S10）から、登録を受けようとする試験方法の区分の名称を記載してください。2以上の区分を申請するなどの理由から、試験方法

の区分の記入欄が 1 枚の申請用紙に収まりきらない場合は、申請書の記入欄には、「別紙のとおり」と明記し、別紙(様式 2)に記載してください。

なお、告示又は IAJapan ホームページで公表されていない試験方法について、登録を受けることを希望する場合には、事前に IAJapan に御相談ください。

**(5) 登録を受けようとする試験方法の区分の「製品試験に係る日本工業規格の番号、項目番号及び記号」**

告示及び IAJapan のホームページで公表されている試験方法の区分の一覧の中から、登録を受けようとする JIS の番号、項目番号及び記号を記載してください。その際、試験方法規格と、その試験方法規格を引用する規格を分けて記載してください。試験証明書に記載予定の JIS はすべて記載する必要があります。

登録を受けようとする試験方法の数が多いなどの理由から、試験方法の区分の記入欄が 1 枚の申請用紙に収まりきらない場合は、申請書の記入欄には「別紙のとおり」と明記し、別紙(様式 2)に記載してください。

申請書のこの欄に記載された試験方法は、その範囲内ではすべての試験項目を行えることが要求されます。したがって、審査の過程で、申請のあった試験の一部について、試験装置を保有していないなどといった事実が確認された場合は、不適合となります。このため、この欄に記載する試験方法のうち、一部の試験に限定して実施する場合は、その限定する内容をこの欄に明記してください。

**(6) 「登録(登録の更新)を受けようとする試験所」**

試験証明書の発行を行っている事務所の名称等を一つだけ記入してください。

**(7) 「関連する事務所」**

関連する事務所とは、一つの品質マニュアルで運営される 2 以上の事務所で一連の試験の業務を実施する場合、試験証明書を発行する業務以外の業務を行う事務所をいいます。

試験所には、試験を実施する部署、試験証明書を発行する部署、それらのマネジメントシステム運営を管理・支援する部署等がありますが、それらの部署が同一のマニュアルで運営されている同一の事務所(同一の所在地)にある場合、「関連する事務所」はありません。しかし、一つの品質マニュアルで運営されている本部と事業所で構成されている試験事業者の場合、例えば、品質マニュアルは本部で管理しており、試験の実施及び試験証明書の発行を事業所で実施している場合には、本部が「関連する事務所」となります。

試験証明書を発行する事務所のマネジメントシステムの管理下に、所在地が異なる一部又はすべての試験を実施する試験室がある場合、この試験室は「関連する事務所」になります。また、特定の事務所に校正室を設け、各事務所の測定機器を内部校正している場合には、その校正室が「関連する事務所」となります。

JNLA は、試験証明書を発行する試験所ごとに登録を受けることができる制度ですが、「関連する事務所」がある場合にはその「関連する事務所」を特定して申請書に記載し、一つの試験所として登録を受ける必要があります。

「関連する事務所」の記載にあたっては、「関連する事務所」で実施される業務内容、例えば「品質マニュアルの管理」、「内部校正」、「試験実施」等について付記してください。

(様式1)の記入例

登録申請書(\*1)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
理事長 殿

住所(\*2) 東京都渋谷区東原 1-3-1  
申請者の氏名又は名称及び 株式会社製品試験センター  
法人にあっては代表者の氏名 代表取締役社長 独法 太郎 ㊟

工業標準化法第 57 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり試験事業者の試験所の登録を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

登録を受けようとする試験方法の区分	試験方法の区分の名称	別紙のとおり	
	製品試験に係る日本工業規格の番号、項目番号及び記号	別紙のとおり	
登録を受けようとする試験所	ふりがな	つくばしけんしょ	
	名称	つくば試験所	
	ふりがな	いばらきけんつくばしまつその	
	所在地 (郵便番号)	茨城県つくば市松園 1-3-1 (〒305-XXXX)	
	電話番号	029-861-NNNN	
関連する事務所	名称及び所在地	① 本部品質管理部 (品質システム管理) 東京都〇〇区××町 1-2-3 〇〇ビル 4F	
		② 第2試験室(試験実施) 茨城県〇〇市△△町 0000 番地 ××ビル 3F	

別紙書類一覧(\*3)

- 工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第2条第1項
- 1 登記事項証明書又はこれに準ずるもの(第1号)
  - 2 製品試験の事業の概要及び業務の実績(第2号イ)
  - 3 製品試験の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項(第2号ロ)
  - 4 製品試験の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別(第2号ハ)
  - 5 製品試験の事業を行う施設の概要(第2号ニ)
  - 6 製品試験の事業を行う組織に関する事項(第2号ホ)
  - 7 製品試験の事業の実施の方法に関する事項(第2号ヘ)
  - 8 製品試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績(第2号ト)

備考:(略) (\*4)

- (\*1)登録の更新申請の場合は「登録の更新申請書」と記載してください。
- (\*2)申請者の住所は、登記している主たる事務所の住所を記載してください。
- (\*3)登録の更新申請において、既に機構に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、「別添書類一覧」の欄の該当する文字を二重線で削除(文字を消去しない)し、その右欄に「内容に変更がないため添付を省略」と記載してください。
- (\*4)様式下端の「備考」については、記載の必要はありません。

(様式2)の記入例

登録を受けようとする試験方法の区分の別紙

つくば試験室

登録を受けようとする試験方法の区分	試験方法の区分の名称	○○○○試験
	製品試験に係る日本工業規格の番号、項目番号及び記号	試験方法規格 JIS ○ ○○○○ ○. (△△法に限る)
		これを引用する規格 JIS ○ ○○○○ ○.
	試験方法の区分の名称	□□□□□□試験
	製品試験に係る日本工業規格の番号、項目番号及び記号	試験方法規格 JIS ○ ○○○○ ○. JIS ○ ○○○○ ○.
		これらを引用する規格 JIS ○ ○○○○ ○.
	試験方法の区分の名称	◇◇◇◇◇◇◇◇試験
製品試験に係る日本工業規格の番号、項目番号及び記号	試験方法規格 JIS ○ ○○○○ ○. (××法に限る)	
	これを引用する規格 JIS ○ ○○○○ ○. JIS ○ ○○○○ ○.	

第2試験室

登録を受けようとする試験方法の区分	試験方法の区分の名称	○○○○試験
	製品試験に係る日本工業規格の番号、項目番号及び記号	試験方法規格 JIS ○ ○○○○ ○. (◆◆法に限る)
		これを引用する規格 JIS ○ ○○○○ ○.

1.4 登録（登録の更新）申請書以外の書類の記入・作成要領

1.4.1 省令第2条第1項で定める書類

(1) 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

登記事項証明書又はこれに準じるものを提出してください。

申請者が外国法令に基づいて設立された法人である場合には、これに準ずるものを提出してください。

(2 のイ)製品試験の事業の概要及び業務の実績(様式 4)

試験所における製品試験の事業の概要を示す書類を提出してください。その内容がパンフレット等に記載されている場合は、パンフレット等を提出いただいてもかまいません。また、登録を申請する試験方法又は類似する試験方法について、申請日の直近 1 年間(前年度の実績でも可)の実績を記入してください。

注) 試験実績については、技術的能力を客観的に確認するために、少なくとも 1 件の実績が必要となります。この実績については、内部からの発注でも結構ですが、受注から試験証明書発行までの一連の手続きを含んで試験を実施していることが必要です。

「試験方法の規格番号・試験方法名」欄には、国際規格、国家規格又はこれらに類する規格の番号、及び特定できる場合には、それらの規格の項目番号及びその試験方法名を記入してください。JIS 以外の規格について記入する場合は、該当する試験方法の区分の名称を明記してください。

(様式 4)の記入例

イ. 製品試験の業務の実績 (平成〇〇年〇〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日)			
試験方法の規格番号・試験方法名	件数	試験方法の規格番号・試験方法名	件数
JIS Z * * * * 〇〇〇〇〇〇試験方法	123		
JIS A 〇〇〇〇の△. △ * * * * * * 試験方法	89		
(内訳 つくば試験所)	19		
( 第 2 試験室)	70		
JIS A 〇〇〇〇の△. △ ◇◇◇◇◇◇◇◇試験方法	53		

(2 のロ)製品試験の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項(様式 5)

製品試験事業以外の事業の種類及び概要を示す書類を提出してください。その内容がパンフレット等に記載されている場合は、パンフレット等を提出していただいてもかまいません。

また、試験所の組織的位置付けを含む全体の組織体系図を提出してください。

(2 のハ)製品試験の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別(様式 6)

登録を申請する製品試験の事業を実施するために使用する器具、機械又は装置等について一覧表を作成してください。試験方法により試験環境の測定・監視が必要な場合は環境測定用

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

の機器、試験所で内部校正を行っている場合は内部校正に用いる参照標準、作業標準も該当します(用語「内部校正」の定義は、IAJapan 測定のトレーサビリティに関する方針(URP23)を御覧ください。)

消耗品、一般的な事務機器等についての記入は不要です。

「製造番号」欄には、装置等の製造番号(ロット番号)を記入してください。

装置等に製造番号がない場合は、当該機器等を特定することができる管理番号を記入してください。

「性能」欄には、当該機器等の測定範囲、精度等の特性を記入してください。

「所在の場所」欄には、当該機器等が設置されている試験所の名称を記入してください。

「所有」欄には、当該機器等を所有している場合は「所有」と、レンタル・リース等により借り入れている場合は「借入」と記入してください。

「図中」欄には、次項(2の二)の試験事業を行う施設の概要の試験所の配置図(様式6)の機器等ごとに付してある番号に対応させて、その番号を記入してください。

(様式6)の記入例

ハ. 製品試験の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別

つくば試験所

名称	製造者名	型式	製造番号	数量	性能	所在の場所	所有	図中
〇〇試験機	(株)メグロ製作所	GPZ-900R	9612-A10	1	測定範囲:150 mm 精度:0.02 mm	つくば試験所	所有	①
△△試験機	アサカ技研(株)	CL72-UBM AN92	R64B3602	1	試験荷重: 1 kg~50 kg	つくば試験所	所有	②
◇◇テストメータ	ハママツテック(株)	YB-1	5760296B	1	C及びBスケール	つくば試験所	所有	③
☆☆測定装置	(株)コレダ	SLDP-39N	S-78009M	1	最大負荷:50 t	つくば試験所	借入	④

第2試験室

名称	製造者名	型式	製造番号	数量	性能	所在の場所	所有	図中
〇〇試験機	(株)メグロ製作所	GPZ-900R	9612-A24	1	測定範囲:150 mm 精度:0.02 mm	第2試験室	所有	⑤
△△試験機	アサカ技研(株)	CL72-UBM AN92	R64B3688	1	試験荷重: 1 kg~50 kg	第2試験室	所有	⑥

(2の二) 製品試験の事業を行う施設の概要

(2の二-1) 試験所の配置図(様式7)

試験事業を行う部屋を含む敷地内の建屋の配置状況を図示してください。この際、用紙の大きさに対応した縮尺で記入してください。

(様式7)の記入例

二. 製品試験の事業を行う施設の概要  
 (1-1) 試験所の配置図(つくば試験所)

二. 製品試験の事業を行う施設の概要  
 (1-2) 試験所の配置図(関連する事務所)

①本部品質管理部

②つくば試験所第2試験室



(2のニ-2) 試験室等の機器の配置図(様式 8)

試験事業を行う部屋の機器配置状況の概要を図示してください。

この際、配置図中の装置番号は、前項(2のロ)試験に用いる装置の一覧(様式 6)の「図中」欄の番号と対応するようにしてください。

(様式 8)の記入例

二. 製品試験の事業を行う施設の概要  
 (2-1) 試験室等の機器の配置図(つくば試験所)

試験室名	物性試験室

二. 製品試験の事業を行う施設の概要  
 (2-2) 試験室等の機器の配置図(第2試験室)

試験室名	第2試験室(〇〇〇ビル3階)

(2のホ) 製品試験の事業を行う組織に関する事項

(2のホ-1) 試験所の組織図(様式9)

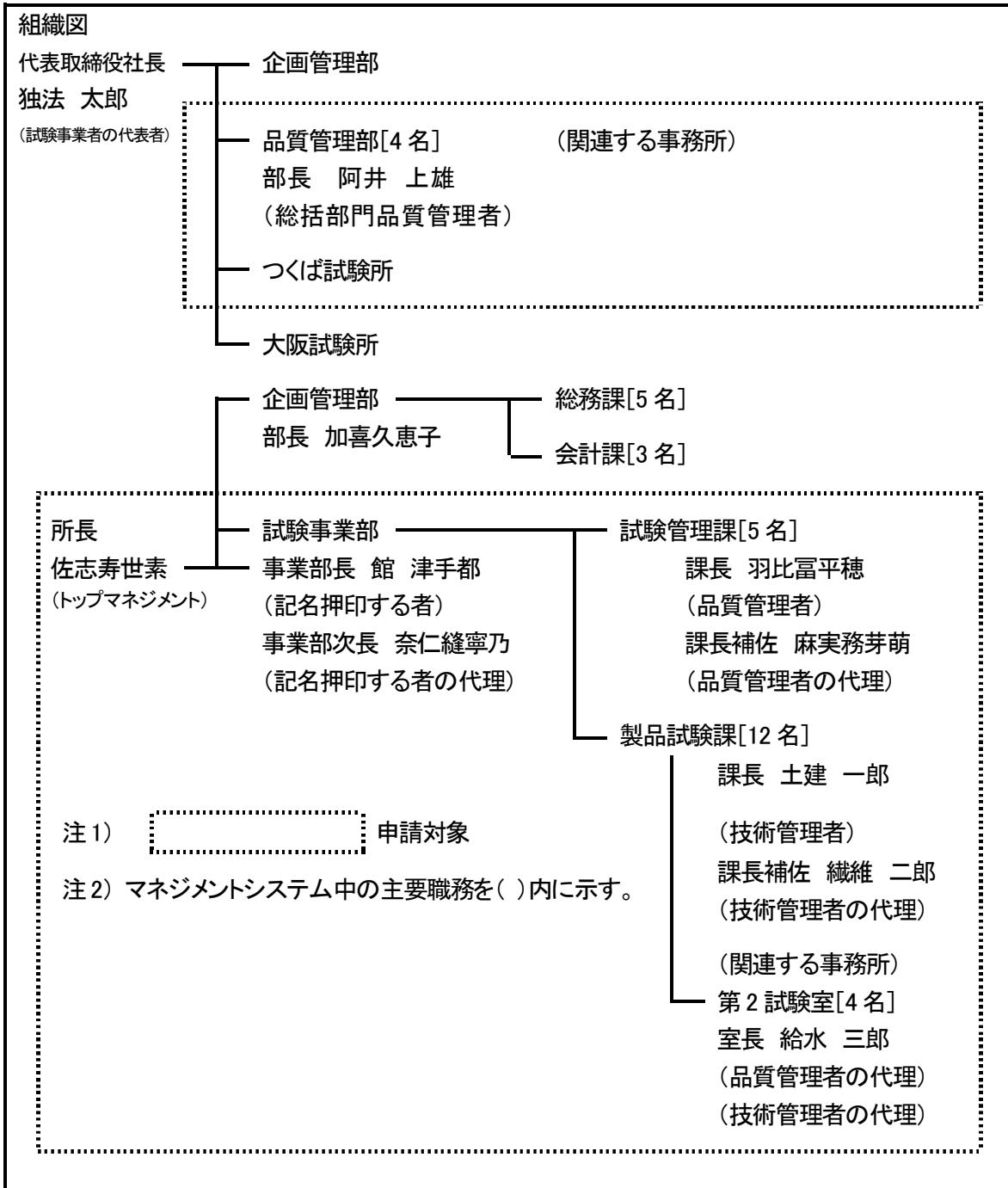
申請事業者の試験事業を行う実施責任体制を明確にするために組織体系を図示してください。

この際、次の(2)主要職員名簿の項(様式10)で記入する、トップマネジメント、技術管理者、品質管理者及び署名又は氏名の記載・押印する者の組織における位置づけを明確にしてください。また、登録(登録の更新)申請の対象範囲を明確にするために、該当する範囲を点線で囲んでください。

(様式9)の記入例

ホ. 製品試験の事業を行う組織に関する事項

(1) 試験所の組織図



(2 のホ-2) 主要職員名簿(様式 10)

被選任者が複数の場合は、欄を追加し記入してください。

「職名」欄には、認定を受けようとする試験事業者の試験所における職名を記入してください。

「関連する経験」欄には、関連する業務に従事した経験について従事した期間も含めて記入してください。

(様式 10) の記入例

ホ. 製品試験の事業を行う組織に関する事項

(2) 主要職員名簿(つくば試験所)

トップマネジメント		
氏名	佐志寿世素	
職名	所長	
関連する経験	平成 18 年～	つくば試験所 所長
技術管理者		
氏名	土建 一郎	
職名	試験事業部 製品試験課 課長	
関連する経験	平成 4 年～	本部企画管理部 他
	平成 11 年～平成 17 年	大阪試験所 試験管理課
	平成 18 年～	つくば試験所 製品試験課 課長
技術管理者の代理		
氏名	織維 二郎	
職名	試験事業部 製品試験課 課長補佐	
関連する経験	平成 5 年～	大阪試験所 他
	平成 12 年～平成 14 年	本部 品質管理部
	平成 15 年～	つくば試験所 製品試験課 課長補佐
品質管理者		
氏名	羽比富平穂	
職名	試験事業部 試験管理課 課長	
関連する経験	平成元年～	大阪試験所 他
	平成 10 年～平成 15 年	本部 企画管理部
	平成 16 年～	つくば試験所 試験管理課 課長
品質管理者の代理		
氏名	麻実務芽萌	
職名	試験事業部 試験管理課 課長補佐	
関連する経験	平成 2 年～	大阪試験所 他
	平成 10 年～平成 20 年	本部 品質管理部
	平成 21 年～	つくば試験所 試験管理課 課長補佐
署名又は記名押印する者		
氏名	館 津手都	
職名	試験事業部 事業部長	
関連する経験	昭和 60 年～	大阪試験所 他
	平成 6 年～平成 18 年	本部 品質管理部
	平成 19 年～	つくば試験所 試験事業部 事業部長
署名又は記名押印する者の代理		
氏名	奈仁縫寧乃	
職名	試験事業部 事業部次長	
関連する経験	昭和 61 年～	つくば試験所 他
	平成 6 年～平成 20 年	本部 企画管理部
	平成 21 年～	つくば試験所 事業部次長

ホ. 製品試験の事業を行う組織に関する事項

主要職員名簿(関連する事務所: 本部品質管理部)

総括部門品質管理者		
氏名	阿井 上雄	
職名	本部 品質管理部 部長	
関連する経験	昭和 62 年～	つくば試験所 他
	平成 10 年～平成 18 年	つくば試験所 技術部長
	平成 19 年～	本部 品質管理部 部長

主要職員名簿(関連する事務所: つくば試験所 第 2 試験室)

技術管理者の代理、品質管理者の代理		
氏名	給水 三郎	
職名	つくば試験所 第 2 試験室 室長	
関連する経験	昭和 63 年～	(株)製品試験センター勤務
	平成 9 年～平成 18 年	つくば試験所 第 2 試験室
	平成 19 年～	つくば試験所 第 2 試験室長

**(2のへ) 製品試験の事業の実施の方法に関する事項**

**(2のへ-1) 登録を受けようとする試験方法の区分を示す書類**

様式2を準用(様式名を「登録を受けようとする試験方法の区分を示す書類」とする)し書類を作成してください。ただし、登録(登録の更新)申請書の別紙(様式2)を添付されている場合は、作成の必要はありません。

**(2のへ-2) 品質文書一覧表(様式 11)**

申請する試験事業の実施のために必要な品質マニュアル、試験手順書等のマネジメントシステム文書の一覧表を作成してください。

申請時に、この一覧表に掲載した全てのマネジメントシステム文書を提出する必要はありませんが、次の(2のへ-2)で提出する文書を識別してください。

なお、審査プロセスにおいては、これら以外の文書についても、審査用資料として提出を求める場合があります。

**(2のへ-3) 品質マニュアル及び試験手順書等**

品質マニュアル及び登録を受けようとする試験区分に係る試験手順書のコピー(両面コピー可)を提出してください。該当する場合、試験に係る測定の不確かさの見積もり手順書及び不確かさの評価結果(不確かさバジェット)を提出してください。

**(2のへ-4) 登録後に発行する標章を付す試験証明書の様式(案)**

登録後に発行する標章及び/又は ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付す試験証明書の様式(案)を提出してください。

様式(案)では、「JNLA 登録の一般要求事項」(JNRP21) I. 登録に関する一般要求事項 5.10.2(試験証明書)で要求する試験証明書(記載事項)を明確に識別してください。

なお、標章及び/又は ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルは、登録後に IAJapan より提供される清刷を使用する必要があります。様式(案)には、標章及び/又は ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付す位置(枠)を示してください。

(様式 11)の記入例

へ. 製品試験の事業の実施方法に関する事項

文書番号	文 書 名	制定又は最新更新年月日
QM-001-R06	試験所業務品質マニュアル(*)	2014.04.01
PP-0403-R03	文書管理規程	2013.04.01
PP-0408-R02	苦情処理規程	2010.04.01
PP-0411-R04	是正・予防処置規程	2013.10.01
PP-0412-R04	記録管理規程	2013.04.01
PP-0413-R04	内部監査規程	2013.10.01
PP-0502-R03	職員教育訓練・資格付与規程	2013.04.01
PP-0503-R03	試験施設管理規程(*)	2012.04.01
PP-0505-R08	試験装置・機器等管理規程(*)	2014.05.23
PP-0510-R07	試験証明書管理規程(*)	2013.10.01
~~~~~		
SOP-001-R2	試験品目取り扱い手順書	2010.04.01
SOP-101-R1	○○○○試験操作手順書(*)	2006.04.01
SOP-102-R1	****試験操作手順書(*)	2006.04.01
SOP-103-R1	◇◇◇◇試験操作手順書(*)	2006.04.01
SOP-104-R1	▼▼▼▼試験操作手順書(*)	2006.07.01
SOP-105-R1	◎◎◎◎試験操作手順書(*)	2006.07.01
SOP-201-R2	不確かさの見積もり手順書(*)	2010.04.01

(例) (\*)は登録申請時に申請書類として機構に提出している文書に付けてください。これらの文

書に変更があったときは、登録内容等変更届による届出が必要となります(省令第 2 条第 2 項)。

**(2 のト) 製品試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績(様式 12)**

試験事業に従事する方(補助者を除く)の氏名及び試験事業に従事した経験について記入してください。

「主任」欄には、申請に係る試験の実施について責任を有する者に○印を記入してください。

(様式 12)の記入例

ト. 製品試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績

主任	氏名	入社年月日	担当試験業務	申請に係る試験事業の従事の実績
○	阿藤 明	H4.4.1	○○○○試験 ****試験 ◇◇◇◇試験	H4～H7 つくば試験所 試験課 H8～H17 大阪試験所 試験課 H18～ つくば試験所 製品試験課
○	伊藤 勲	H5.4.1	▼▼▼▼試験 ◎◎◎◎試験	H5～H12 つくば試験所 試験課 H12～H16 大阪試験所 試験課 H17～ つくば試験所 製品試験課
○	宇藤 潮	H9.4.1	****試験 ◇◇◇◇試験	H9～ つくば試験所 第 2 試験室
	江藤絵里香	H13.4.1	○○○○試験 ****試験	H13～H17 大阪試験所 試験課 H17～ つくば試験所 製品試験課
	尾藤 興直	H15.4.1	◇◇◇◇試験	H15～H17 つくば試験所 試験課 H17～ つくば試験所 製品試験課
	加藤 和宏	H15.4.1	▼▼▼▼試験 ◎◎◎◎試験	H15～H17 つくば試験所 試験課 H17～ つくば試験所 製品試験課
	木藤 煌	H17.4.1	****試験 ◇◇◇◇試験	H17～ つくば試験所 第 2 試験室
	工藤 邦雄	H17.4.1	****試験 ◇◇◇◇試験	H17～ つくば試験所 第 2 試験室

**1.4.2 その他必要な書類**

**(1) 「JNLA 登録の一般要求事項の誓約について」(様式 3A)**

登録にあたり、試験事業者として「JNLA 登録の一般要求事項(JNRP21)」の該当する事項への遵守を誓約していただくため、内容を御確認の上、様式 3A の誓約書を提出してください。

**(2) 申請案件に関する担当者及びその連絡先等(様式 13)**

登録審査業務を適切かつ迅速に実施するため、申請事業者の窓口となる担当者を様式 13 によりお知らせください。IAJapan(審査チームを含む。)からの連絡は、原則として窓口となる担当者に行います。

また、登録された後、IAJapan ホームページ等により登録試験事業者を公表する場合に使用す

る情報として登録試験所の問い合わせ窓口(担当部署名、電話・FAX 等)もお知らせください。

なお、公表を希望しない事項がある場合には、該当する欄にその旨を御記入ください。

### (3) 登録免許税納付届(様式 14)

申請事業者は、登録申請される 1 申請ごとに登録免許税を納付し、「登録免許税納付届」(様式 14)に納付領収証書を貼付して IAJapan に提出する必要があります。納付領収証書はコピー等ではなく、登録免許税法の規定に基づき、必ず原紙を提出してください。

### (4) 技能試験に関する書類

申請事業者は、登録を受けようとする試験方法の区分において、技能試験に参加した場合は、技能試験の結果を示す書類又はその写しを提出してください。

また、認定国際基準対応サービスを申込み申請事業者は、登録を受けようとする試験方法の区分に関わる技能試験参加計画を提出してください。認定国際基準対応サービスの申込みを行わない申請事業者は、技能試験参加計画を作成した場合は提出(任意)してください。

なお、技能試験参加計画の作成については、「IAJapan 技能試験に関する方針」の該当規定をご参照ください。

## 1.5 登録（登録の更新）申請に対する登録（登録の更新）プロセス

### 1.5.1 概要

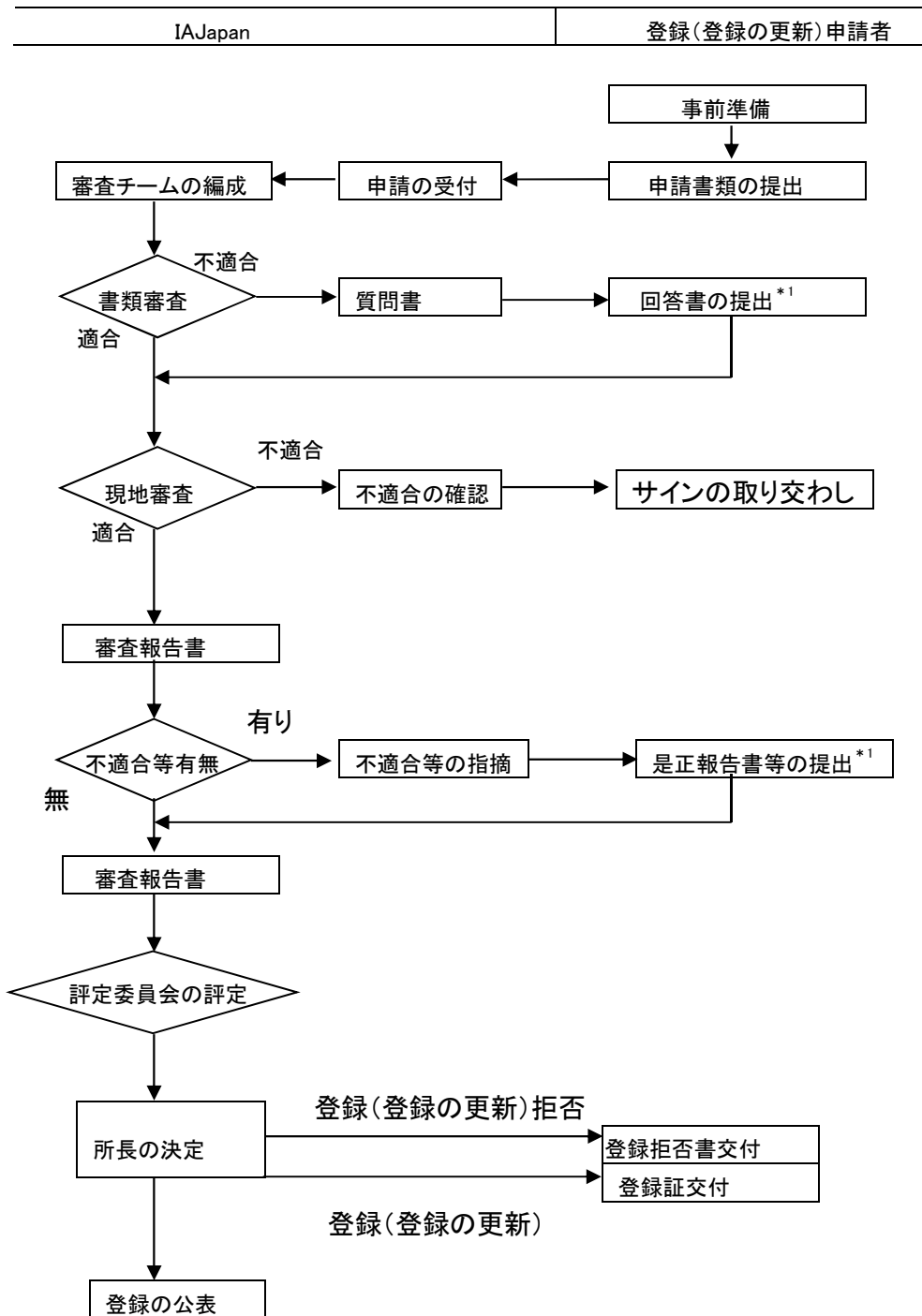
IAJapanは、申請を受理した後、JNLA登録申請事業者/登録試験事業者が登録基準に適合しているかを審査します。審査の結果、全ての登録基準に適合していると判断された場合にのみ登録（登録の更新）されます。審査は、審査チームによって実施されます。まず、審査チームは提出された申請書類に対して包括的な書類審査を実施します。書類審査で重大な不適合が確認されなければ、現地審査（試験所における審査）が実施されます。この際、JNLA登録申請事業者/登録試験事業者は申請範囲内に限り、書類、記録の閲覧や提供、事業区域への立入、職員との面談などの必要な便宜を図り、協力しなければなりません。協力が得られない場合は登録（登録の更新）できない場合があります。

なお、すべての登録（登録の更新）プロセスにおいてJNLA登録申請事業者/登録試験事業者からの申し出により、登録（登録の更新）手続きを取り下げ又は中断することができます。ただし、登録（登録の更新）申請の中断は原則1回限りとし、6か月間を上限とします。

次に登録のプロセスを、順を追って解説します。

- 注) 1. マネジメントシステムの運営状況の確認のため、JNLA登録申請事業者は、実際にマネジメントシステムを運用し、内部監査及びマネジメントレビューを行った実績が必要です。
2. 審査の過程でIAJapan又は審査チームから是正報告書等の提出が求められる場合や再現地審査が実施される場合があります。
3. IAJapanに申請書が受理されてから、登録簿への記載及び登録証の交付又は登録拒否書の交付までの標準処理期間は、150日です。ただし、JNLA登録申請事業者/登録試験事業者側の回答等の作成期間、是正処置等の実施期間、IAJapan業務の休日等は、処理期間の日数から除外されます。

登録(登録の更新)プロセス



\*1 質問書に対する回答書又は是正報告書等(懸念事項に対する回答書を含む)の提出期限は「提出が求められた日から起算して原則30日以内」とします。(期限切れは、次行程に進みません。)

1.5.2 審査チームの編成

IAJapanは、登録(登録の更新)申請ごとに申請の事業区分に適した1名以上の審査員と、必要に応じて、技術アドバイザーを、予め資格認定された者のリストから選定し、審査チームを編成します。審査チームには、審査の全体に責任を有するチームリーダーが置かれます。審査チームの規模は、申請の範囲等を勘案したものとなります。



審査チームが編成されますと、申請者に審査チームの氏名と所属が通知されますが、審査チームの編成に対して、審査の公平性を欠くおそれがあるなど正当な理由がある場合には異議を申し立てることができます。

なお、全ての審査員及び技術アドバイザーには審査において得たすべての情報について守秘義務が課せられています。

### 1.5.3 書類審査

審査チームは、申請に必要な書類がすべて添付され、必要な事項が適切に記述されているかどうかの包括的な書類審査を実施します。また、試験の方法や不確かさの見積方法などの技術的事項についても書面で審査します。

審査チームは、書類審査の結果、申請書類の記載事項に不明な点等がある場合、質問書を送付しますので、JNLA登録申請事業者/登録試験事業者は質問を受けた日から起算して原則30日以内に書面で回答してください。期限切れの場合には次工程に進みます。

### 1.5.4 現地審査

書類審査の後、審査チームは現地審査を実施します。現地審査は、試験事業を実施する試験所において、「申請に必要な書類に記載された事項が事実かどうか」、「試験事業に用いる設備・施設等のハード面に問題はないかどうか」及び「試験の技術的能力、マネジメントシステム等のソフト面に問題はないかどうか」について審査します。審査は、一般的に、JNLA登録申請事業者/登録試験事業者の品質管理者、技術管理者や試験従事者に対するヒアリングや模擬的な試験作業を観察する実地試験などの方法で行われます。

なお、申請時に技能試験の実績がないなどの場合、「IAJapan技能試験に関する方針(URP24)」に基づき、これに代わる一定の条件を満たすことが必要になる場合がありますので、事前にIAJapanにご相談ください。

現地審査の実施に当たっては、審査チームは予めJNLA登録申請事業者/登録試験事業者と合意の上、現地審査の日程を決定し、審査のスケジュールと共に通知します。JNLA登録申請事業者/登録試験事業者は、審査チームが主要職員と面談できることを確保しなければなりません。現地審査の期間は、申請の範囲によりますが、通常2日間程度です。

以下に、現地審査における典型的なスケジュールの例を示します。

#### ◇ 現地審査の典型的なスケジュール

##### 第1日目

###### ○ 開始会合

審査チームは、JNLA登録申請事業者/登録試験事業者と現地審査手順、時間割などを確認します。

###### ○ マネジメントシステムに係る審査

マネジメントシステムに関する質問が、通常、トップマネジメント、品質管理者及び技術管理者に対してなされます。同時にマネジメントシステム文書や記録の監査が実施されます。

##### 第2日目

○ 通常、試験方法の区分ごとに1件以上の実地試験の観察が実施されます。同時に技術管理者又は試験従事者に対して、試験方法、不確かさの見積もり、施設、試験用機器などに関する質問がなされます。

###### ○ 審査チームリーダーによる審査結果の取りまとめ

審査チームのみによる会合が持たれ、審査チームにより審査結果が取りまとめられます。

###### ○ 終了会合

審査チームリーダーは、JNLA登録申請事業者/登録試験事業者の代表職員に対して、現地審

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

査の結果に関する所見を伝達します。また、審査チームと試験所の代表職員(通常は、品質管理者)の双方で審査で発見された不適合、懸念事項又はコメントを文書により確認します。

#### 1.5.5 是正処置等

IAJapanは、現地審査終了後、審査チームが取りまとめた現地審査報告書をJNLA登録申請事業者/登録試験事業者に送付します。確認された不適合については、原則30日以内に是正報告書を、懸念事項については原則30日以内に回答書を提出してください。不適合に対する是正に30日以上を要する場合には、是正計画書を提出してください。最終的な是正報告書の提出期限は、最初に是正報告書の提出を求められた日から起算して原則90日を上限とします。90日を経過しても適切な是正の完了が確認できない場合には、登録(登録の更新)されないことがあります。

なお、是正の効果及び是正計画の実態を確認する必要がある場合には、再度、現地審査が実施されます。また、コメントについては是正報告書又は回答書の提出は求められませんが、JNLA登録申請事業者/登録試験事業者による適切な措置が望まれます。

#### 1.5.6 登録(登録の更新)

全ての審査終了後、審査チームはJNLA登録申請事業者/登録試験事業者による是正措置の結果を含め、審査結果を評定委員会に報告し、評定委員会が審査結果を評定します。評定委員会による評定の結果を踏まえて認定センター所長が問題ないと判断すれば、登録事業者として登録簿に記載され、その証としてIAJapanから登録証が交付されます。登録証には、登録事業者の名称、登録番号、試験所の名称、試験方法の区分等、申請書に記載された内容が記載されます。この登録証に記載された内容が登録された範囲となります。

登録証に記載される登録番号は、西暦の下2桁の数字を付し(ただし、1997年から1999年はZ7からZ9とする。)、更に、0100から始まる4桁の番号を付し、最後に試験所の所在する国名コードを、JIS X0305に従って2桁で付し表記される番号で、一つの試験所に一つの登録番号を付すこととしています。同一の試験所で、複数の試験方法の区分の申請や追加申請がある場合であっても、同一の番号になります。すべての登録区分を廃止する場合にあっては、その登録番号は、以降欠番となります。

IAJapanは登録と同時に登録試験事業者の名称及び所在地、登録番号、試験方法の区分等を官報に掲載します。これに加え、IAJapanは登録事業者等一覧(ダイレクトリ)をIAJapanホームページに掲載します。

1.6 登録（登録の更新）申請中の変更について（申請書訂正願）（様式 15）

登録（登録の更新）申請中に登録（登録の更新）申請書（様式 1）又は別紙書類の記載内容に変更が生じた場合は、登録（登録の更新）申請書訂正願（様式 15）1 通に変更した別紙書類を添えて提出してください。変更による必要な手続き等の例については、別紙 3（変更内容の例（1））を参照してください。

氏名を記載し押印することに代えて、署名でも結構です。

なお、代表者から権限委任を受けた者が代表者に代わって手続きを行う場合は、その者が当該手続きに係る権限委任を受けていることを証明する書類（様式 22：代表者の氏名の記載及び押印又は代表者の署名が必要）を添付してください。

（様式 15）の記入例

登録申請書訂正願(*1)		平成〇〇年〇〇月〇〇日
独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事長 殿		
住所	東京都渋谷区東原 1-3-1	
名称及び	株式会社製品試験センター	
代表者の氏名	代表取締役社長 独法 太郎 印	
平成△△年△月△日付で下記 1. のとおり試験事業者の登録の申請をしましたが、下記 2. のとおり申請書記載事項に変更がありましたので、訂正をお願いします。		
1. 申請内容		
記		
登録を受けようとする試験方法の区分	試験方法の区分の名称	別紙のとおり(*2)
	製品試験に係る日本工業規格の番号、項目番号及び記号	別紙のとおり(*2)
登録を受けようとする試験所	ふりがな	つくばしけんしょ
	名称	つくば試験所
	ふりがな	いばらきけんつくばしまつその
	所在地 (郵便番号)	茨城県つくば市松園 1-3-1 (〒305-XXXX)
	電話番号	029-861-NNNN
関連する事務所	名称及び所在地	① 本部品質管理部 (品質システム管理) 東京都〇〇区××町 1-2-3 〇〇ビル 4F
		② 第 2 試験室(試験実施) 茨城県〇〇市△△町 0000 番地 ××ビル 3F
2. 変更内容		
(1) 変更事項 品質マニュアルの改訂		
(2) 変更理由		
弊社の内部監査不適合に伴う品質マニュアルの見直しによる改訂		

(\*1) 登録の更新申請の場合は「登録の更新申請書訂正願」と記載してください。

(\*2) 登録申請書又は登録の更新申請書の該当部分に変更がない場合は、「登録申請書のとおり」又は「登録の更新申請書のとおり」と記載してください。

## 2. 登録内容等変更の手続き（様式 16）

登録後、申請時に提出した申請書の内容に変更があった場合や、別紙書類の内容に変更があった場合は、登録内容等変更届出書（様式 16）（以下「変更届」という。）を提出してください。

提出が必要となる事例については、別紙 3（変更内容の例（2））をご参照ください。ただし、軽微な変更内容であっても、登録の更新時には変更後の最新版を提出する必要があります。

なお、代表者から権限委任を受けた者が代表者に代わって届出を行う場合は、その者が当該手続きに係る権限委任を受けていることを証明する書類（様式 22：代表者の氏名の記載及び押印又は代表者の署名が必要）を添付してください。

注）ここでは「登録試験事業者の登録後の変更の手続き」について規定しています。「申請試験事業者の申請中の変更の手続き」は、前頁 1.6 を御覧ください。

変更の内容	変更の手続きをとる者	用いる様式
登録申請中、登録更新申請中に申請書類の変更を行いたい	申請試験事業者 登録更新申請中の登録試験事業者	様式 15 登録（登録の更新）申請書訂正願
登録後に、その登録に係る申請書類の変更を行いたい	登録試験事業者	様式 16 登録内容等変更届出書

### 2.1 届出に必要な書類

登録試験事業の変更に必要な書類は、次のとおりです。

- ・登録内容等変更届出書（1 通）及び関係書類
- ・機構が発行した登録証の原本（書換えが必要な場合のみ）

注）改正した文書（品質マニュアル等）を届出される場合は、改正頁を含む全頁をご提出ください。

### 2.2 登録内容等変更届出書の記入要領

#### (1) 「名称及び代表者の氏名」

氏名を記載し押印することに代えて、署名でも結構です。

#### (2) 「変更内容」

変更する事項について、簡潔に記入してください。（例えば、「品質マニュアルの改訂」等。）

また、変更点が明確になるように、変更する前の内容と、変更した後の内容とを比較してその概略を記述してください。変更届本体に記入しきれないときは、別紙資料としてもかまいません。また、別添として変更書類を添付する場合は、変更後のものだけで結構です。

#### (3) 「変更年月日」

上記変更が行われた年月日を記入してください。

#### (4) 「変更理由」

上記変更が行われた理由を簡潔に記入してください。

### 2.3 既に登録を受けた試験方法の区分内で登録範囲を拡大する場合

既に登録を受けた試験方法の区分内で、新たな JIS 試験方法を追加し登録範囲を拡大する場合は、変更届を提出してください。

その場合の変更理由は、「登録範囲の変更」になります。ただし、一般的には試験装置、施設、組織、実施の方法に関する変更も伴うと考えられますので、該当する場合はそれらの変更

内容もすべて記入してください。

注)既に登録を受けている試験所が、試験方法の区分を増やす(新たな区分を追加する)場合は、当該区分について新たな登録申請の手続きが必要になります。

また、登録を受けた直近に、該当区分内での登録範囲拡大を変更届により行う必要が生じないように、登録申請時の区分の範囲については充分にご検討下さるようお願いいたします。

#### 2.4 試験所を移転する場合

既に登録を受けた試験所を移転する場合は事前にご連絡ください。法に基づく立入検査により、移転先の試験設備、環境等を確認します。この確認が終わるまでは、移転先で JNLA 試験証明書を発行することはできません。

#### 2.5 試験室の改修、試験設備の変更等の場合

変更内容を確認するため、必要に応じて画像データ等の提出を求める場合があります。また、試験の実施に重大な影響を与える変更の場合は、法に基づく立入検査を実施する場合があります。

(様式 16 の記入例)

登録内容等変更届出書		平成〇〇年〇〇月〇〇日
独立行政法人製品評価技術基盤機構		
理事長 殿		
住所	東京都渋谷区東原 1-3-1	
名称及び	株式会社製品試験センター	
代表者の氏名	代表取締役社長 独法 太郎 ㊟	
<p>工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第 2 条第 2 項の規定に基づき、〇〇試験所(登録番号 XXXXXXJP)の登録内容を変更したので、下記のとおり届け出ます。</p>		
記		
1. 変更内容		
品質管理者の変更(別添として変更後の様式8及び様式9を添付します)。		
(1)変更前		
羽比富平穂		
(2)変更後		
麻実務芽萌		
2. 変更年月日		
平成△△年△△月△△日		
3. 変更理由		
同日付け人事異動による変更。		

### 3. 登録試験事業の承継の手続き

#### 3.1 承継に必要な届出書類

登録試験事業の事業承継に必要な書類は、次のとおりです。

- ・事業承継届出書(様式 17)1 通
- ・地位を承継した事実を証する書面
- ・被承継人(試験事業を譲渡した者)に対して発行された登録証の原本
- ・「JNLA 登録の一般要求事項の誓約について」(様式 3B)

#### 3.2 事業承継届出書の記入・作成要領

事業承継届出書(様式 17)を次の要領で記入し、地位を承継した事実を証する書面及び登録証を添付してください。また、同時に「JNLA 登録の一般要求事項の誓約について」(様式 3B)も提出してください。

##### (1) 「届出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名」

氏名を記載し押印することに代えて、署名でも結構です。代表者から権限委任を受けた者による届出は認めません。

##### (2) 「被承継人の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所」

被承継人(試験事業を譲渡した者)の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所を記載してください。

##### (3) 「承継された試験所の名称及び所在地(郵便番号)」

承継された試験所の名称及び所在地(郵便番号)を記載してください。承継によって、試験所の名称変更がある場合は、承継される前の旧名称を記載することになります。

##### (4) 「被承継人の登録(登録外国)試験事業者の試験所の登録番号及び登録を受けている試験方法の区分」

被承継人(試験事業を譲渡した者)の登録(登録外国)試験事業者の試験所の登録番号及び登録を受けている試験方法の区分を記載してください。

##### (5) 「承継後の試験所(名称)」

承継によって、試験所の名称変更がある場合は、新しい名称を記入してください。名称変更がない場合は、この欄全体に斜線を引いてください。

注)承継については、工業標準化法において、以下のとおり規定されております。

第六十条 登録試験事業者が当該登録を受けた試験所に係る事業の全部を譲渡し、又は登録試験事業者について相続、合併若しくは分割(当該登録を受けた試験所に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その登録を受けた試験所に係る事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその登録を受けた試験所に係る事業の全部を承継した法人は、その登録を受けた試験所に係る登録試験事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により登録試験事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

この場合における「当該登録を受けた試験所に関わる事業の全部」とは、試験装置・設備、試験者、試験方法のみならず、ISO/IEC 17025に基づき構築したマネジメントシステム及びマネジメントシステム上の主要な職員も含まれます。

すなわち、登録申請の際提出した省令第2条第1項第2号(イを除く)に基づく書類の内容に変更が

ないことが求められます。部分的な事業の譲渡等は承継できず、場合によっては事業の廃止又は登録の失効となります。

なお、法人名称の変更がない場合であっても、株式の譲渡等の契約が行われた時点で、その登録事業の承継、登録事業の廃止、登録の失効となる可能性がありますので、譲渡に係る契約に当たっては、十分に御注意ください。

ご不明な場合は、早期にIAJapanに御相談ください。

### 3.3 JNLA 登録の一般要求事項の誓約について（様式 3B）

事業承継後、登録試験事業者として「JNLA 登録の一般要求事項(JNRP21)」の該当する事項への遵守を誓約していただくため、内容を御確認の上、様式 3B の誓約書を提出してください。

（様式 17）の記入例

<b>事業承継届出書</b>		平成〇〇年〇〇月〇〇日
独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事長 殿		
住所	東京都渋谷区東原 1-3-1	
届出者の氏名又は名称及び法人 にあってはその代表者の氏名	株式会社製品試験センター 代表取締役社長 独法 太郎 ㊟	
<p>下記のとおり登録を受けた試験所に係る登録試験事業者の地位を承継したので、工業標準化法第 60 条第 2 項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。</p>		
<b>記</b>		
被承継人	氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名	株式会社 メイティ・テック 代表取締役社長 見本 申之助
	住所	東京都渋谷区西原 2-49-10
承継された試験所	名称	幡ヶ谷ラボラトリー
	所在地(郵便番号)	東京都渋谷区西原 2-49-10 (〒151-0066)
被承継人の登録試験事業者の試験所の登録番号及び登録を受けている試験方法の区分	YYYYYYJP 〇〇〇〇試験	
承継後の試験所	ふりがな	はたがやしけんじょ
	名称	幡ヶ谷試験所
	電話番号	03-0123-4567
承継の期日	平成△△年△△月△△日	
承継の理由	株式会社製品試験センターと株式会社メイティ・テックの合併のため(合併後の法人名称は、株式会社製品試験センター)	

4. 登録試験事業の廃止の届出の手続き

4.1 登録試験事業の廃止の届出に必要な書類

登録試験事業の廃止の届出に必要な書類は、次のとおりです。

- ・事業廃止届出書(様式 18)(1 通)
- ・事業を廃止した試験所に対して発行された登録証の原本

4.2 事業廃止届出書の記入要領

(1) 「届出者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名」

氏名を記載し押印することに代えて、署名でも結構です。代表者から権限委任を受けた者による届出は認めません。

(2) 「登録試験事業者の試験所の登録番号及び登録を受けている試験方法の区分」

廃止した事業に係る試験方法の区分を記入してください。

(様式 18)の記入例

事業廃止届出書		平成〇〇年〇〇月〇〇日
独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事長 殿		
住所	東京都渋谷区東原 1-3-1	
届出者の氏名又は名称及び法人 にあつてはその代表者の氏名	株式会社製品試験センター 代表取締役社長 独法 太郎 ㊞	
下記のとおり登録を受けた試験所に係る事業を廃止したので、工業標準化法第 61 条の規定により、届け出ます。		
記		
事業を廃止した試験所	名称	幡ヶ谷試験所
	所在地(郵便番号)	東京都渋谷区西原 2-49-10 (〒151-0066)
登録試験事業者の試験所の登録番号及び登録を受けている試験方法の区分	YYYYYYJP 〇〇〇〇試験	
廃止の期日	平成△△年△△月△△日	
廃止の理由	事業の全部廃止	



## 第2部 認定国際基準に対応する事業者に対する手続き

第2部は、認定国際基準に対応する事業者(以下「国際 MRA 対応認定試験事業者」という。)に適用される項目です。国際 MRA 対応認定試験事業者には、定期検査を受審すると共に、IAJapan 技能試験に関する方針(URP24)に適合することが求められます。これらの定期検査の受審や技能試験の参加は、別途手数料をお支払いいただく有料サービスとなります。

### 1. 国際 MRA 対応認定事業者の申込み(様式 19)

JNLA 登録試験事業者又は JNLA 申請試験事業者は、国際 MRA 対応認定試験事業者になるための申込みをすることができます。

認定国際基準対応サービスの申込みは、いつでも行え、内容に変更がない限り一度行っていただくだけで結構です。申込みは、現に登録を受けている全ての区分又は登録を受けようとする全ての区分となります。

したがって、登録区分が追加された場合には、その追加された登録区分は自動的に、認定国際基準対応サービスの範囲にも追加されます。

この申込みによる契約を行い、認定国際基準に適合していることを確認できたときは、JNLA 登録試験事業者の試験所は、国際 MRA 対応の認定を取得することができます。確認事項等の詳細は、IAJapan にお問い合わせください。

国際 MRA 対応の認定を希望する試験事業者は、様式 19「認定国際基準対応サービス申込書」(1通)により申込みを行ってください。

#### 1.1 認定国際基準対応サービス申込書の記入要領

##### (1) 「申込者の氏名又は名称」

申込者は、試験事業者(法人)の代表者ではなく、試験所の長でも結構です。  
また、氏名を記載し押印することに代えて、署名でも結構です。

##### (2) 「認定を受けようとする試験所名」又は「申請試験所名」

JNLA 登録試験事業者が認定国際基準対応サービスを申込み場合は、登録番号と試験所の名称を記入してください。

JNLA 申請試験事業者が登録申請と同時に認定国際基準対応サービスを申込み場合は、申請している試験所の名称を記入してください。

##### (3) 「認定区分」又は「申請区分」

「JNLA 登録区分と同じ」又は「JNLA 登録申請区分と同じ」と記入してください。

#### 1.2 認定国際基準対応サービスの解約(様式 21)

認定国際基準対応サービスを解約する場合は、認定証を添え、様式 21「認定国際基準対応サービス辞退届」(1通)を提出してください。

## (様式 19)の記入例

## &lt;登録試験事業者の場合&gt;

認定国際基準対応サービス申込書	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター所長 殿	
住所	東京都渋谷区東原 1-3-1
名称及び 代表者の氏名	株式会社製品試験センター 代表取締役社長 独法 太郎 ㊟
認定国際基準対応サービスを受けたいので下記のとおり申込みます。	
記	
1. 認定を受けようとする試験所名	つくば試験所(登録番号:XXXXXXJP)
2. 認定区分	JNLA 登録区分と同じ

## &lt;申請試験事業者の場合&gt;

認定国際基準対応サービス申込書	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター所長 殿	
住所	東京都渋谷区東原 1-3-1
名称及び 代表者の氏名	株式会社製品試験センター 代表取締役社長 独法 太郎 ㊟
認定国際基準対応サービスを受けたいので下記のとおり申込みます。	
記	
1. 認定を受けようとする試験所名	つくば試験所
2. 認定区分	JNLA 登録申請区分と同じ

## 2. 定期検査等の申込み手続き（様式 20）

1. により認定国際基準対応サービスを申込みされた事業者は、定期検査等の申込みを次の手続きにより行うことが必要です。

定期検査の有料サービスを受けるための申込みは、IAJapan から定期検査の時期、手数料の金額等についてご連絡しますので、その内容を御確認のうえ様式 20「定期検査申込書」(1 通)により申込みをしてください。また、手数料の納付については別途、機構の財務会計部門から請求書が送付されますので、指定期日までに指定口座に手数料をお振込みください。

なお、いったん受理した手数料については、いかなる場合も返金できませんので、くれぐれも御注意ください。

### 2.1 定期検査申込書の記入要領

#### (1) 「申込者の氏名又は名称」

申込者は、試験事業者(法人)の代表者ではなく、試験所の長でも結構です。  
また、氏名を記載し押印することに代えて、署名でも結構です。

#### (2) 「認定試験所名」及び「認定番号」

試験所の名称と認定番号を記入してください。

#### (3) 「定期検査の種類」

IAJapan からご連絡する定期検査の種類を、「全項目検査」又は「部分検査」と記入してください。

#### (4) 「定期検査を受ける認定区分」

認定証に記載された認定区分及び区分数を記入してください。

#### (5) 「手数料」

手数料については IAJapan からご連絡しますので、その額を記入してください。

#### (様式 20)の記入例

定期検査申込書		平成〇〇年〇〇月〇〇日
独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター所長 殿		
住所	東京都渋谷区東原 1-3-1	
名称及び	株式会社製品試験センター	
代表者の氏名	代表取締役社長 独法 太郎 ㊟	
平成〇〇年度の定期検査を下記のとおり申し込みます。また、定期検査の受入れにあたっては必要な協力と便宜を図ることを確認します。		
記		
1. 認定試験所名	つくば試験所	
2. 認定番号	JNLA XXXXXXJP	
3. 定期検査の種類	全項目検査	
4. 定期検査を受ける認定区分	抗菌性試験 1 区分	
5. 手数料	247,428 円(税込み)	

## 2.2 定期検査手数料

定期検査手数料は次のとおりです。

### (1) 初回認定後 1 年以内に実施する定期検査(部分検査)手数料

登録の更新申請手数料(定額部分)に消費税を加算した額となります。

(算出式)  $177,100 \text{ 円} \times (1.00 + \text{消費税率}(\%) / 100(\%))$  (※)

### (2) 2 年ごとの定期検査(全項目検査)手数料

登録の更新申請手数料に消費税を加算した額となります。

(算出式)  $[177,100 \text{ 円} + (52,000 \times \text{区分数})] \times (1.00 + \text{消費税率}(\%) / 100(\%))$  (※)

※ 税率が変更された場合、定期検査手数料も変更となります。税率変更時の対応につきましては、別途お知らせします。

## 2.3 技能試験の申込みと技能試験参加計画の作成

IAJapan 技能試験に関する方針(URP24)5.1 a)に基づき IAJapan が提供する技能試験への参加の手続きと参加費用は、技能試験ごとに別に公表いたしますので、その指示等に従ってお申し込みください。

同方針 5.1 b)に基づき公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)など他の認定機関が提供する技能試験又は同方針 5.1 d)に基づき外部技能試験提供者が提供する技能試験への参加の手続きと参加費用は、それぞれの機関の指示等に従ってお申し込みください。

なお、国際 MRA 対応認定試験事業者は、技能試験参加計画を作成し、その計画に従って定期的に技能試験に参加していただく必要があります。技能試験参加計画を作成していない場合、国際 MRA 対応要求事項に不適合となりますので、御注意ください。

### 附則

1. この文書は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

### 附則

1. この文書は、平成 14 年 12 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2. 平成 12 年度までに認定を取得した事業者の定期検査については、従来と同じ定期検査の周期(時期)を適用する(すなわち、認定後 1 年目の全項目検査を起点とし、以降 4 年ごとに全項目検査を行う。)ものとする。
3. 平成 13 年度以降に認定を取得した事業者については、新しい定期検査の周期(時期)を適用するものとする。
4. 認定国際基準対応について、平成 14 年度中であって認定から 1 年又は前回検査から 1.5 年を超えない日までに申込みがあった場合には、認定国際基準対応サービス申込みの時点から認定国際基準に対応しているものと見なす。その場合、上記 2.、3.により定期検査の周期(時期)を決定する。

なお、認定から 1 年又は前回検査から 1.5 年を超える事業者については、認定国際基準対応申込み後の初回定期検査時に全項目検査を行い、適切性を確認した後に、認定国際基準対応資格を与える。

### 附則

1. この文書は、平成 16 年 5 月 1 日から適用する。

附則

1. この規程は、平成 16 年 8 月 1 日から適用する。

附則

1. この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から適用する。

附則

1. この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附則

1. この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から適用する。

附則

1. この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

附則

1. この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から適用する。

附則

1. この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から適用する。

附則

1. この規程は、平成 20 年 4 月 8 日から適用する。

附則

1. この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附則

1. この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附則

1. この規程は、平成 22 年 11 月 25 日から適用する。

附則

1. この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。

附則

1. 本手引きは、平成 26 年 12 月 1 日より規程管理規程の適用対象外とする。
2. 本手引きは、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

附則

1. 本手引きは、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附則

1. 本手引きは、平成 28 年 9 月 29 日から適用する。

## 様式集

用紙の大きさは、日本工業規格に定める A 列 4 番としてください。  
ただし、様式 7、様式 8 及び様式 9 については、A 列 3 番でも結構です。

注意：様式 1 から様式 14 までは登録申請時に必要な様式です。（様式 3B を除く）

- （様式 1） 登録（登録の更新）申請書
- （様式 2） 登録を受けようとする試験方法の区分の別紙
- （様式 3A） JNLA 登録の一般要求事項の誓約について（申請事業者）
- （様式 3B） JNLA 登録の一般要求事項の誓約について（事業承継者）
- （様式 4） 製品試験の業務の実績
- （様式 5） 試験所の組織的位置付けを含む全体の組織図（製品試験事業以外の事業を行っている場合）
- （様式 6） 製品試験の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別
- （様式 7） 製品試験の事業を行う施設の概要（試験所の配置図）
- （様式 8） 製品試験の事業を行う施設の概要（試験室等の機器の配置図）
- （様式 9） 製品試験の事業を行う組織に関する事項（試験所の組織図）
- （様式 10） 製品試験の事業を行う組織に関する事項（主要職員名簿）
- （様式 11） 製品試験の事業の実施の方法に関する事項
- （様式 12） 製品試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績
- （様式 13） 登録申請に関する連絡先担当者等
- （様式 14） 登録免許税納付届
- （様式 15） 登録（登録の更新）申請書訂正願
- （様式 16） 登録内容等変更届出書
- （様式 17） 事業承継届出書
- （様式 18） 事業廃止届出書
- （様式 19） 認定国際基準対応サービス申込書
- （様式 20） 定期検査申込書
- （様式 21） 認定国際基準対応サービス辞退届
- （様式 22） 委任状

(様式1)

登録(登録の更新)申請書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
理事長 殿

住所  
申請者の氏名又は名称及び法人  
にあつてはその代表者の氏名 ㊦

工業標準化法第57条第1項(第59条第1項、第65条第1項又は第65条第2項において準用する同法第59条第1項)の規定に基づき、下記のとおり(外国)試験事業者の試験所の登録(登録の更新)を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

登録(登録の更新)を受けようとする試験方法の区分	試験方法の区分の名称	
	製品試験に係る日本工業規格の番号、項目番号及び記号	
登録(登録の更新)を受けようとする試験所	ふりがな 名称	
	ふりがな 所在地(郵便番号)	
	電話番号	
関連する事務所	名称及び所在地	
別紙書類一覧	<p>○工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第2条第1項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 登記事項証明書又はこれに準ずるもの(第1号)</li> <li>2 製品試験の事業の概要及び業務の実績(第2号イ)</li> <li>3 製品試験の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項(第2号ロ)</li> <li>4 製品試験の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別(第2号ハ)</li> <li>5 製品試験の事業を行う施設の概要(第2号ニ)</li> <li>6 製品試験の事業を行う組織に関する事項(第2号ホ)</li> <li>7 製品試験の事業の実施の方法に関する事項(第2号ヘ)</li> <li>8 製品試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績(第2号ト)</li> </ol>	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。
- 2 「試験方法の区分の名称」の欄は、鉱工業品に係る日本工業規格に規定する試験方法の名称を記入する。ただし、2以上の試験方法であつて、重要な部分において異なるものとして主務大臣が定めた区分の名称がある場合には、その区分の名称を記入すること。
- 3 「製品試験に係る日本工業規格の番号、項目番号及び記号」の欄は、該当する日本工業規格の番号、項目番号及び記号のうち登録又は登録の更新を受けようとするものを記入すること。また、登録又は登録の更新を受けようとする区分が2以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、別紙を添付すること。
- 4 「関連する事務所」の欄は、2以上の事務所において一連の試験の業務を実施する場合において、試験証明書を発行する業務以外の業務を執行する事務所を記入すること。
- 5 登録の更新の申請において、すでに主務大臣に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、「別紙書類一覧」の欄の該当する文字を二重線で削除し、その旨を記載すること。
- 6 登録又は登録の更新の際に、工業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令第5条第3項又は第6条第4項の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、「別紙書類一覧」の欄に、「○工業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する省令第12条」を追加し、添付する書類を「別紙書類一覧」の欄に具体的に記載すること。
- 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

(様式2)

登録を受けようとする試験方法の区分の別紙

記

登録(登録の更新)を受けようとする試験方法の区分	試験方法の区分の名称	
	製品試験に係る日本工業規格の番号、項目番号及び記号	(試験方法規格)  ----- (これ(これら)を引用する規格)



(様式3A)

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター所長 あて

申請試験事業者 住所  
申請者の氏名又は名称及び法人  
にあつてはその代表者の氏名 ⑩

### JNLA 登録の一般要求事項の誓約について

〇〇〇〇は、工業標準化法第57条第1項(第59条第1項、第65条第1項又は第65条第2項において準用する同法第59条第1項)の規定に基づく登録の申請を行うにあたって、下記の事項を遵守することを誓約します。

### 記

1. 登録の手順に従い、貴機関の審査を受け入れること及び定められた手数料を支払うことを誓約します。また、審査において必要な便宜と協力を提供するとともに、試験事業者としての評価に必要なすべての情報を提供します。
2. 工業標準化法に基づく登録試験事業者として登録された場合、以後、常に「JNLA 登録の一般要求事項」(JNRP21)の該当するすべての項目を遵守します。
3. 認定国際基準に対応する認定試験事業者として認定された場合、以後、常に「JNLA 登録の一般要求事項」(JNRP21)の該当するすべての項目を遵守します。
4. 前述の要求事項が改正された場合並びに登録及び認定された範囲を変更した場合にも、本誓約書の内容を引き続き遵守します。

### 【作成注意】

1. 本誓約書は、登録申請と同時に試験事業者から提出していただくものです。
2. 日付は、申請日を記入してください。
3. 〇〇〇〇は、「当社〇〇試験室」など、申請試験事業者の試験所名を記入してください。

(様式3B)

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター所長 あて

承継試験事業者 住所  
申請者の氏名又は名称及び法人  
にあつてはその代表者の氏名 ⑩

### JNLA 登録の一般要求事項の誓約について

〇〇〇〇は、本日、工業標準化法に基づく登録試験事業者△△△△(登録番号XXXXXXJP)の全部の試験事業を承継したことを受け、今後、常に「JNLA 登録の一般要求事項」(JNRP21)の該当するすべての項目を守ることを誓約します。

また、前述の要求事項が改正された場合及び登録された範囲を変更した場合にも、この誓約書の内容を引き続き遵守することを誓約します。

#### 【作成注意】

1. この誓約書は、登録証と引き替えに試験事業者から提出をして頂くものです。
2. 日付は、承継日を記入してください。
3. 〇〇〇〇は、「当社〇〇試験室」など、承継試験事業者の試験所(承継後の試験所)名を記入してください。
4. △△△△は、「△△△株式会社△△試験室」など、被承継試験事業者の試験所(承継された試験所)名を記入してください。
5. XXXXXXJP は、被承継試験事業者の試験所の登録番号を記入してください。

(様式4)

## 2のイ. 製品試験の業務の実績

( 年 月 日 ~ 年 月 日)

試験方法の規格番号・試験方法名	件数	試験方法の規格番号・試験方法名	件数

(様式5)

2のロ. (製品試験事業以外の事業を行っている場合)試験所の組織的位置けを含む全体の組織図

組織図



(様式6)

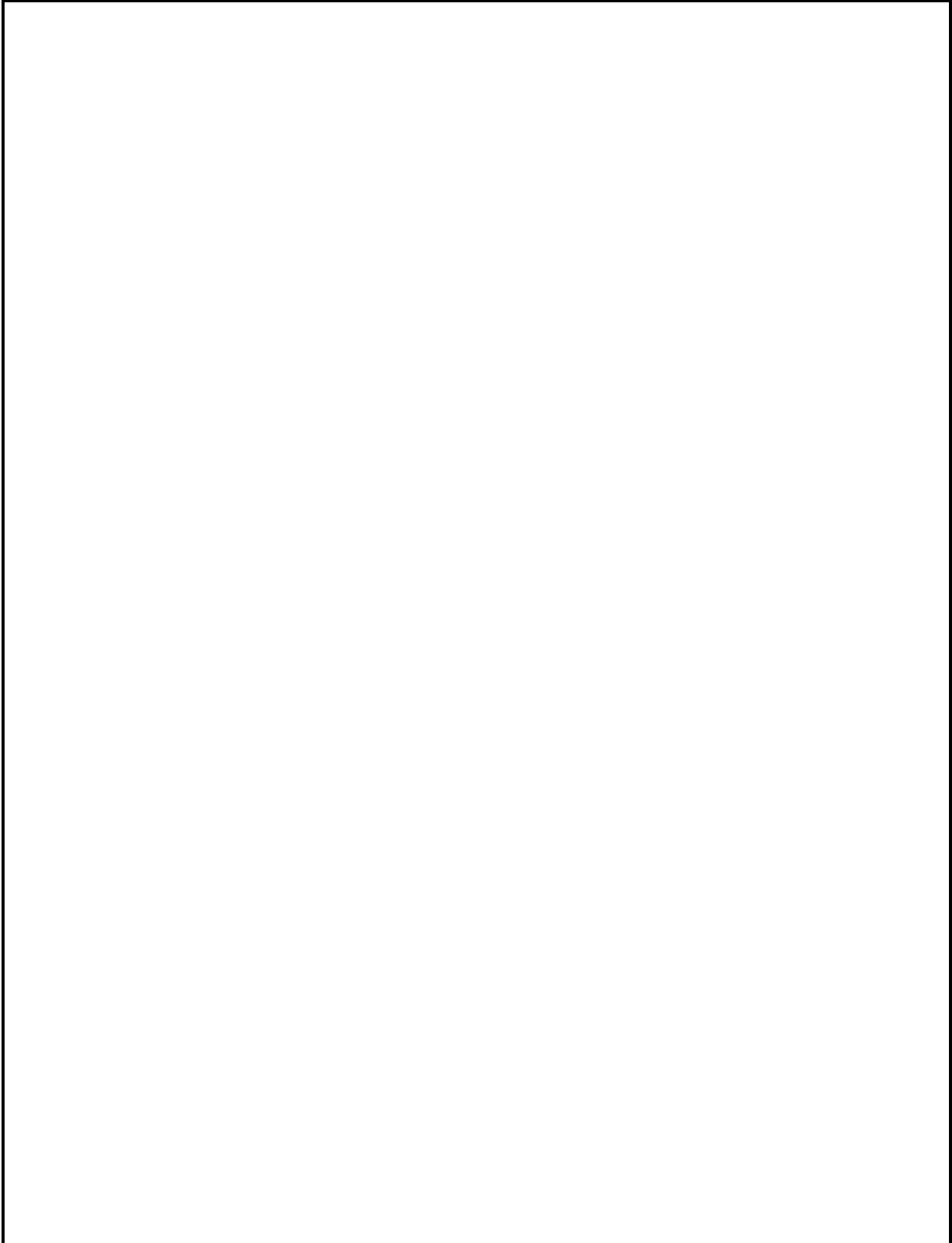
2のハ. 製品試験の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別

名 称	製造者名	型式	製造番号	数量	性 能	所在の場所	所有	図中

(様式7)

## 2の二. 製品試験の事業を行う施設の概要

### (1) 試験所の配置図



(様式8)

2の二. 製品試験の事業を行う施設の概要

(2) 試験室等の機器の配置図

試験室名	

(様式9)

2のホ. 製品試験の事業を行う組織に関する事項

(1) 試験所の組織図

組織図





(様式10)

## 2のホ. 製品試験の事業を行う組織に関する事項

## (2) 主要職員名簿

トップマネジメント	
氏名	
職名	
関連する経験	
技術管理者	
氏名	
職名	
関連する経験	
技術管理者の代理	
氏名	
職名	
関連する経験	
品質管理者	
氏名	
職名	
関連する経験	
品質管理者の代理	
氏名	
職名	
関連する経験	
署名又は記名押印する者	
氏名	
職名	
関連する経験	
署名又は記名押印する者の代理	
氏名	
職名	
関連する経験	

(様式11)

## 2のへ. 製品試験の事業の実施の方法に関する事項

文書番号	文 書 名	制定日又は最新更新日

(様式12)

2のト. 製品試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績

主任	氏名	入社年月日	担当試験業務	申請に係る試験事業の従事の実績

(様式13)

## 申請案件に関する担当者及びその連絡先等

年 月 日

登録申請に関する連絡先担当者(必要な場合、登録後の連絡先担当者)及び登録された後の登録事業者一覧表等で公表を希望する登録試験所の担当者は次のとおりです。

## (1) 登録申請に関する連絡先担当者

連絡先担当者	部署名	
	氏名	
電話		
FAX		
E-mail		

※申請手数料についての請求書の送付先が上記と異なる場合には次に記載をお願いします。

請求書送付先	部署名	
	氏名	
送付先住所		〒

## (2) 登録後の連絡先担当者(上記(1)と異なる場合に記入)

連絡先担当者	部署名	
	氏名	
電話		
FAX		
E-mail		

## (3) 登録された後の登録事業者一覧表等で公表を希望する登録試験所の部署名

問い合わせ窓口の部署名	
電話	
FAX	
ホームページの URL	
E-mail (利用できる場合。 なるべく組織宛のアドレス)	

(注)一覧表等での公表を希望しない場合は該当する欄にその旨記入して提出してください。  
異動等により担当者に変更があった場合は届け出てください。

(様式14)

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

年 月 日

住所  
申請者の氏名又は名称及び法人  
にあつてはその代表者の氏名

登録免許税納付届

工業標準化法に基づく試験事業者登録に係る登録について、登録免許税を納付したので納付を証明する書類を提出します。

登録免許税の納付領収証書を貼付する。

(様式15)

登録(登録の更新)申請書訂正願

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
理事長 殿

住所  
申請者の氏名又は名称及び法人  
にあつてはその代表者の氏名 ㊞

年 月 日付で下記1. のとおり試験事業者の登録(登録の更新)の申請をしましたが、  
下記2. のとおり申請書記載事項に変更がありましたので、訂正をお願いします。

記

1. 申請内容

登録(登録の更新)を受けようとする試験方法の区分	試験方法の区分の名称	
	製品試験に係る日本工業規格の番号、項目番号及び記号	
登録(登録の更新)を受けようとする試験所	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地(郵便番号)	
	電話番号	
関連する事務所	名称及び所在地	

2. 変更内容

(1) 変更事項

変更前

変更後

(2) 変更理由

(様式16)

登録内容等変更届出書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
理事長 殿

住所  
届出者の氏名又は名称及び法人  
にあつてはその代表者の氏名 ㊞

工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第2条第2項の規定に基づき、試験所(登録番号)の登録内容を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

2. 変更年月日

3. 変更理由

(様式17)

## 事業承継届出書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
理事長 殿

住所  
届出者の氏名又は名称及び法人  
にあつてはその代表者の氏名 ㊟

下記のとおり登録を受けた試験所に係る登録(登録外国)試験事業者の地位を承継したので、工業標準化法第60条第2項(第65条第2項において準用する同法第60条第2項)の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

## 記

被承継人	氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名	
	住所	
承継された試験所	名称	
	所在地(郵便番号)	
被承継人の登録(登録外国)試験事業者の試験所の登録番号及び登録を受けている試験方法の区分		
承継後の試験所	ふりがな	
	名称	
	電話番号	
承継の期日		
承継の理由		

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。
- 2 「承継後の試験所」の欄は、試験所の名称等を変更した場合に記入すること。
- 3 地位を承継した事実を証する書面及び譲り受けた登録証を添付すること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。



(様式18)

## 事業廃止届出書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
理事長 殿

住所  
届出者の氏名又は名称及び法人  
にあつてはその代表者の氏名 ㊟

下記のとおり登録を受けた試験所に係る事業を廃止したので、工業標準化法第61条(第65条第2項において準用する同法第61条)の規定により、届け出ます。

## 記

事業を廃止した試験所	名称	
	所在地(郵便番号)	
登録(登録外国)試験事業者の試験所の登録番号及び登録を受けている試験方法の区分		
廃止の期日		
廃止の理由		

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。  
2 事業を廃止した試験所に係る登録証を添付すること。  
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(様式19)

認定国際基準対応サービス申込書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター所長 殿

住所  
申込者の氏名又は名称及び法人  
にあつてはその代表者の氏名 ⑩

認定国際基準対応サービスを受けたいので下記のとおり申込みます。

記

1. 認定を受けようとする試験所名又は申請試験所名

(登録番号: )

2. 認定区分又は認定申請区分

- 
- 注意: 1. 申込者は、試験所の長でもよい。  
2. 認定区分又は認定申請区分は、次のいずれかを記載する。  
① JNLA 登録区分と同じ。  
② JNLA 登録申請区分と同じ。

(様式20)

定期検査申込書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター所長 殿

住所  
申込者の氏名又は名称及び法人  
にあつてはその代表者の氏名 ㊟

年度の定期検査を下記のとおり申し込みます。また、定期検査の受入れにあつては必要な協力と便宜を図ることを確認します。

記

1. 認定試験所名
2. 認定番号
3. 定期検査の種類
4. 定期検査を受ける認定区分
5. 手数料

---

注意： 申込者は、試験所の長でもよい。

(様式21)

認定国際基準対応サービス辞退届

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター所長 殿

住所  
届出者の氏名又は名称及び法人  
にあつてはその代表者の氏名 ㊟

認定国際基準対応サービスを辞退したいので、認定証を添え、届け出ます。

記

1. 認定試験所名

(認定番号: )

2. 認定区分

---

注意:届出者は、試験所の長でもよい。

(様式22)

委任状

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
理事長 殿

住所  
委任者の氏名又は名称及び法人  
にあってはその代表者の氏名 ㊟

工業標準化法に基づく登録試験事業者の登録(登録の更新)申請書訂正願及び登録内容等変更届出書に係わる手続きの権限を下記の者に委任します。

記

被委任者: 住所、所属、役職及び氏名

以上

---

注意: 委任事項が、「登録(登録の更新)申請書訂正願」又は「登録内容等変更届出書」のいずれかの場合、適宜、書き換える。

## 別紙 1 申請手数料（国内の試験事業者の場合）

（単位 円）

申請の別		マネジメントシステム 審査料金	技術審査料金 (1区分あたり)
新規登録申請		210,200	63,200
他法令登録・認定 (注1)	ISO/IEC 17025	44,500	
	ISO/IEC Guide 62 ISO/IEC Guide 65	99,600	
登録事業者の 区分追加申請	新しい区分の追加	0	63,200
登録更新申請		177,100	52,000
他法令登録・認定 (注1)	ISO/IEC 17025	31,000	
	ISO/IEC Guide 62 ISO/IEC Guide 65	79,500	
追加登録した区分に係る更新申請		0	

備考:この表は国内の試験事業者の登録申請手数料についてまとめたものです。

外国の試験事業者についてはIAJapanに御相談ください。

注1:減額措置の対象となる他法令での登録・認定は次の登録又は認定です。

- ①工業標準化法第19条第1項及び2項、第20条第1項並びに第23条第1項から第3項までの登録
- ②ガス事業法第39条の11第1項の登録
- ③薬事法第23条の2第1項の登録
- ④電気用品安全法第9条第1項の登録
- ⑤液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第47条第1項の登録
- ⑥消費生活用製品安全法第12条第1項の登録
- ⑦計量法第143条第1項の登録
- ⑧特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律第3条第1項の認定

## 別紙 2 登録免許税の納付方法

### 1. 納付に必要な書類

#### 領収済通知書

3枚綴りの様式です。

1枚目(領収済通知書)に所定の内容を記載してください。2枚目、3枚目に複写されます。

3枚目(領収証書)が納付時に領収書として、押印されて返却されます。

領収済通知書様式は最寄りの税務署で入手できます。ただし、その場合、税務署名、税務署番号が予め記入されている場合がありますので、記入されていない様式を入手してください。

#### (1) 領収済通知書 記入上の注意

記入する欄は8カ所あります。

### 記入間違いがないようにしてください。

記入箇所①	年度	: 申請案件の年度
記入箇所②	税目番号	: 221
記入箇所③	税務署名	: シブヤ
記入箇所④	税務署番号	: 00031394
記入箇所⑤	本税	: ￥90000 又は ￥15000
記入箇所⑥	合計額	: ￥90000 又は ￥15000(本税欄と同じ金額)
記入箇所⑦	住所(所在地)	: 申請者の住所
記入箇所⑧	氏名(法人名)	: 申請者の氏名(法人名)

なお、領収済通知書はカーボン紙を使用しなくても複写されますが、領収証書の記載が十分な濃さであるか確認してから納付手続きを行ってください。

記入内容が不鮮明で住所(所在地)及び氏名(法人名)の特定がし難い場合、納税されていると見なされないことがありますので気をつけてください。

#### (2) 納付方法

日本銀行(本店・支店・代理店・歳入代理店(郵便局を含む))又は渋谷税務署で納付してください。

#### (3) IAJapan への提出

領収印が入った領収証書(様式3枚目)を様式14に貼付して申請時に提出してください。

備考: 次の登録等については、登録免許税は課税されません。

- ①登録免許税法別表2に定める法人からの申請に係る登録
- ②登録試験事業者の登録更新

国税 納付資金 (納付書) 領収済通知書 (記入例) ￥ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

32619 1 6 シフト 0 0 0 3 1 3 9 4

記入箇所① 記入箇所② 記入箇所③ 記入箇所④

税目 税 特定信託の名称

住所(所在地) (電話番号) 記入箇所⑤

氏名(法人名) 記入箇所⑥

住所(フリガナ)

納付額 00200

本税 重加算税 加算税 利子税 延滞税 合算

納期等の区分 (申告区分) 1 2 3 4 5 6 7 9

証券受領 金部 一部

この用紙は直接機械で処理しますので

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。



## 別紙 3 変更内容の例

## (1) 登録(登録の更新)申請書及び添付書類の変更による必要な手続き等の例

変更内容		必要な手続き等
(1) 試験所の所在地の変更 (試験所の移転)	現地審査実施前	登録(登録の更新)申請書訂正願を提出してください。新しい所在地で登録手続きを継続します。
	現地審査実施後	登録(登録の更新)申請書訂正願を提出してください。提出後、再度現地審査を実施します。
(所在地名等の変更)		市町村の合併、町名地番変更等、所在地名・地番が変わった場合には、登録申請書訂正願を提出してください。新しい所在地名等・地番で登録の手続きを継続します。
(2) 申請者(代表者)の変更		登録(登録の更新)申請書訂正願を提出してください。新しい申請者(代表者)により登録の手続きを継続します。委任状等の再提出が必要な場合もあります。
(3) 施設等の変更	現地審査実施前	登録(登録の更新)申請書訂正願を提出してください。変更された施設等を対象に登録手続きを継続します。
	現地審査実施後	登録(登録の更新)申請書訂正願を提出してください。提出後、必要な場合は、再度現地審査を実施します。
(4) 関連する事務所の変更	現地審査実施前	登録(登録の更新)申請書訂正願を提出してください。変更された「関連する事務所」を含めて登録手続きを継続します。
	現地審査実施後	登録(登録の更新)申請書訂正願を提出してください。提出後、必要な場合は、再度現地審査を実施します。

## (2) 登録内容変更に係る例

(省令第2条第1項第2号)	申請時の提出書類	変更届が必要な例	軽微な変更の例 (注1)
ロ 製品試験の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項	当該事業の種類及び概要を示す書面	①定款の事業内容が変更 ②寄付行為の事業内容が変更	定款又は寄付行為等の変更を伴わない変更
	申請事業者の全体の組織図	申請事業者の全体組織図の変更	製品試験の事業に関係のない部署の名称変更等
ハ 製品試験の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別	試験装置・機器等一覧表	①機器等数量の増減	試験事業に影響がない変更 (注2)
		②性能の異なる機器の更新	
		③右記以外の所在場所の変更	
		④所有・借入れの変更	
ニ 製品試験の事業を行う施設の概要	(1) 試験所の配置図	①試験所の移転(所在地の変更)	試験施設の名称変更等、配置図に変更がない場合
		②同一敷地内における試験施設の移転	
		③試験施設(建屋)の増減	
	(2) 試験室等の機器の配置図	①(1)の変更時 ②試験室の増減	試験室内における機器等のレイアウト変更(注2)
ホ 製品試験の事業を行う組織に関する事項	登録(更新)申請書	申請者の氏名又は法人の代表者の氏名	N/A
	(1)試験所の組織図	試験所組織図の変更	N/A
	(2)主要職員名簿	技術管理者、品質管理者、署名・記名押印者、これらの代理者及び連絡担当者の変更	N/A
ヘ 製品試験の事業の実施の方法に関する事項	登録を受けようとする試験方法の区分を示す書類	製品試験に係る日本工業規格の番号、項目番号及び記号の変更	N/A
	品質文書一覧表	規程類の改正、追加又は削除	N/A
	品質マニュアル、試験手順書、不確かさ見積もり手順書等	品質マニュアル、試験手順書、不確かさの見積もり手順書等の改正、追加又は削除	左記のうち、実質的な改正でない場合
ト 製品試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績	試験従事者一覧表	試験従事者の変更	N/A

注 1) 軽微な変更内容については、その都度変更届を提出せず、登録更新申請時に最新内容の書類として提出することができます。

なお、国際 MRA 対応認定事業者にあつては、定期検査の申込み時に最新内容の書類として、変更届と共に提出する必要があります。

注 2) 試験事業に影響がない試験装置・機器の変更として、別の試験室への移動、試験室内のレイアウト変更等があるが、「電子式非自動はかり」、「恒温恒湿槽」等、試験装置・機器によっては試験事業に影響を与える可能性があることから、注意が必要である。

JNLA 登録の取得と維持のための手引き 第 20 版  
改正のポイント

主な改正内容

- ◆第 1 部 1.1 (2 のへ)の書類及び技能試験に関する書類を変更。
- ◆第 1 部 1.3 (様式 1)の記入例を修正。
- ◆第 1 部 1.3 (3) 記載例の表を追加。
- ◆第 1 部 1.4.1 (2 のへ) 試験方法の区分を示す書類及び清刷の使用に関する記述を追記。
- ◆第 1 部 1.4.2 (4) 技能試験参加計画の提出について追記。
- ◆第 1 部 1.6 変更した書類の提出について追記。
- ◆第 1 部 2.1 改正した文書の提出方法について注釈を追記。
- ◆別紙 3 (1) 表題を修正。
- ◆別紙 3 (2) 変更届が必要な例を修正。

内容の変更を伴う改正か所には、下線を付しています。